

## 焼津市立大井川西幼稚園預かり保育について

### 1 公立幼稚園における預かり保育の実施

公立幼稚園の利用者サービスを向上させるため、以前から要望の多い、「預かり保育事業（一時預かり事業（幼稚園 I）」の実施を検討するため、焼津市立大井川西幼稚園において、令和 8 年度にモデル的に実施する。

### 2 一時預かり事業（児童福祉法第 6 条第 7 項）の目的

本事業は、日常生活上の突発的な事情、保護者の就労、社会参加その他の理由により家庭における保育が一時的に困難となる場合や、保護者の心理的・身体的負担軽減の観点から支援が必要な場合において、保育所等において乳幼児を一時的に預かることにより、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的とする。

### 3 実施概要

幼稚園等に在籍する満 3 歳以上の園児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受けるもの

<令和 8 年度：焼津市立大井川西幼稚園における試行運営>

- ・実施時間 通常保育後 午後 2 時 30 分～午後 4 時（水曜日のみ午後 2 時～午後 4 時）  
長期休暇期間 午前 9 時～午後 4 時
- ・利用要件 新 2 号認定（保育を必要とする事由に該当する）を受けた園児  
（就労 64h/月～など。その他、園長が必要と認める場合）
- ・利用料金 450 円/日  
償還払いの対象となるため、保護者負担は生じない